

客敗訴の二審見直しか

旭川名義貸し訴訟 最高裁が来月弁論

旭川市の呉服店(破産)に名義を貸し、架空の着物販売契約を結んだとされる顧客34人に対し、信販大手のジャックス(東京、登記

上の本店・函館)がクレジット代金計約3700万円の支払いを求めた訴訟で、最高裁第3小法廷は8日までに、上告審弁論を来年1

15:00

月23日に開くことを決めた。

最高裁は通常、二審の結論を変更する場合に弁論を開く。顧客側に全額の支払いを命じた二審札幌高裁判決を見直す可能性がある。

一、二審を通じ、虚偽説明に基づく契約は解約ができるとする改正割賦販売法の規定が適用されるかどうか

かが争点。一審旭川地裁判決は「信用力がない別の客のために名義を貸してほし

い。返済は店がする」という呉服店の説明を虚偽と認定。顧客に支払い義務がないと判断した。これに対し、

二審判決は「当初は店が実際に負担していた」として虚偽とは認めず、判断が割れていた。